

インド知財情報メール：第 2020-3 号、2020 年 5 月 5 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS---◆◆◆-----◆◆◆

【1】インド全土で外出禁止措置が 5 月 17 日まで延長

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS---◆◆◆-----◆◆◆

【1】インド全土で外出禁止措置が 5 月 17 日まで延長

インドは 3 月 25 日から実施されています全土を対象とした外出禁止措置が 5 月 17 日まで延長されました (MHA ORDER No. 40-3/2020-DM-I(A) dated 1st May, 2020)。インド知的財産庁の所在地であるコルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイでは新型コロナ患者が日に日に増加しており、これらの都市はホットスポットとなっています。

一方、インド知的財産庁は 4 月 20 日から審査や外国出願許可などの一部の業務を開始しました。当社でも 4 月 20 日から本日まで 2~3 件の FER (最初の審査レポート) を受領しています。しかしながら、インド全土で外出禁止措置が実施されること、インド知的財産庁の所在地がホットスポットとなっていることを考慮して、インド知的財産庁は「ロックダウン期間 (3 月 25 日~5 月 17 日) に入る全ての期限を 5 月 18 日とする」という内容の通知を同庁のホームページで公開しました。

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/681_1_Public_Notice_dated_4-5-2020.pdf

なお、ロックダウン期間中もインド知的財産庁はオンライン出願やオンラインでの書類の提出を受け付けていますので、出願人様におかれましてはなるべくインドにおける法定期限は徒過しない運用をすべきと考えます。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
- ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
- ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。